

～第11編 儀式～

儀式条例

（2023年6月30日条例公示第7号）

（趣旨）

第1条 この条例は、本派における儀式の執行について必要な事項を定める。

（儀式の本旨）

第2条 本派の儀式は、阿弥陀如来の往還二回向成就の相をもつての教化を本旨とする。したがって、儀式に関わる者はすべて、威儀を整え、如来の教化にあずかる者として、仏恩報謝と聞法の姿勢を旨としなければならない。

（本尊及び影像等の安置と荘厳）

第3条 儀式の執行にあたっては、本尊を安置することを要し、その他安置する影像等とともに、常に荘厳を整えなければならない。

2 前項による本尊及び影像は、本派が調製し、又は本派依用の本尊として点検したものを安置するものとする。

（儀式の種別）

第4条 本派の儀式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法要式
- (2) 得度式
- (3) 帰敬式

2 前項各号のほか、儀礼式、その他の儀式を行うことができる。

（法要式）

第5条 法要式は、仏祖を礼拝し、所依の聖教を誦誦し、仏徳を讃嘆して報恩の誠を尽くす儀式とし、その種別は、恒例法要及び別修法要の二種とする。

（恒例法要）

第6条 恒例法要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 報恩講 宗祖聖人の命日に因んで、阿弥陀如来並びに宗祖聖人及び仏祖に対する恩徳に報いるために修する法要
- (2) 平日法要 毎日の晨朝及び日没に修する法要
- (3) 命日法要 毎月の命日に修する法要
- (4) 定会法要 毎年の祥月命日及び定期の期日に修する法要

2 前項第3号及び第4号の法要は、期日を繰り

上げ、又は繰り下げて修することができる。

（別修法要）

第7条 別修法要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年忌法要
- (2) 奉告法要
- (3) 慶讃法要
- (4) 追恩法要
- (5) 記念法要
- (6) 葬儀式

2 真宗本廟における別修法要は、期日を定め、これを告示する。

（法要式の特例）

第8条 前2条のほか、特に必要と認めるときは、恒例法要及び別修法要を定めることができる。

（得度式）

第9条 得度式は、本派の僧侶となる儀式とし、門首が御影堂で行う。

2 得度式は、期日を定め、これを告示する。

（帰敬式）

第10条 帰敬式は、本派に帰依の誠を表わす儀式とし、門首がこれを行う。ただし、住職及び教会主管者は、門徒の希望により、これを行うことができる。

2 前項ただし書による帰敬式については、別に条例でこれを定める。

（儀礼式）

第11条 儀礼式は、宗風に則り、恭敬の誠を表わす儀式としてこれを行う。

（門首継承式）

第12条 門首後継者が門首の地位を継承するときは、儀礼式として、門首継承式を行う。

2 門首継承式は、宗憲に則り、門首の責務を全うすることを宣誓する儀式とし、御影堂においてこれを行う。

（就任式）

第13条 普通寺院又は教会において、住職又は教会主管者が就任したときは、儀礼式として、住職就任式又は教会主管者就任式を行うことができる。

（経本、勤行本等の調製）

第14条 本派は、別に定める儀式に依用する聖教に基づき、必要な経本及び勤行本等を調製するものとする。

（講習会）

第15条 本派は、儀式の伝承及び研鑽並びに儀式の執行に必要な資格の付与のため、必要な講習会を行う。

(儀式指導研究所)

第16条 本派における儀式の伝統を守り、かつ時代相応の儀式のあり方の調査研究を行うため、儀式指導研究所を置く。

2 前項の儀式指導研究所については、別に条例でこれを定める。

(達令等への委任)

第17条 この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 真宗本廟崇敬条例（1995年条例公示第1号）第13条中「准堂衆」を「准堂衆及び准堂衆補」に改め、第19条及び第20条を削る。

3 儀式指導研究所条例（1996年条例公示第2号）第1条中「真宗本廟崇敬条例（1995年条例公示第1号）第19条」を「儀式条例（2023年条例公示第7号）第16条」に改める。

4 この条例施行の際、現にある儀式指導研究所は、この条例による儀式指導研究所とみなす。

儀式条例施行条規

〈2023年6月30日達令公示第16号〉

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達令は、儀式条例（2023年条例公示第7号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この達令において、別院で行う儀式に関する規定は、別院条例（1981年条例公示第7号）第19条ただし書に基づき、輪番が住職の職務を代掌する場合について定めるものとする。

2 この達令において、「寺院」とは、普通寺院及び教会をいい、「住職」とは、住職又は教会主管者若しくはそれらの代務者をいう。

(真宗本廟の儀式)

第3条 真宗本廟における儀式は、この達令に定めるほか、真宗本廟崇敬条例（1995年条例公示第1号。以下同じ。）の定めによるものとする。

(別院及び寺院の儀式)

第4条 別院で行う儀式は輪番が、寺院で行う儀式は住職がその期日及び内容等を定め、これを執行するものとする。ただし、別院においては輪番の、寺院においては住職の指示を受けた本派僧侶がこれを補佐し、又は代理で行うことができる。

2 門首、前門、新門、鍵役及び定衆による別院及び寺院における儀式の執行は、別に定める。

(内仏の儀式)

第5条 内仏における儀式は、輪番又は住職若しくはその指示を受けた本派僧侶がこれを執行するものとする。ただし、平日法要については、所属別院の輪番又は所属寺院の住職の指導を受けて、門徒がこれを修することができる。

第2章 法要式

第1節 恒例法要

(報恩講)

第6条 真宗本廟における報恩講は、毎年11月21日から28日までの七昼夜で修するものとする。

2 別院及び寺院における報恩講は、輪番又は住職が期日又は期間を定め、これを修するものとする。

3 内仏における報恩講は、門徒と所属別院の輪番又は所属寺院の住職との相談のうえ、これを

修するものとする。

(平日法要)

第7条 真宗本廟における平日法要は、阿弥陀堂及び御影堂において、毎日午前7時から晨朝を、午後4時に日没勤行を修するものとする。

2 別院及び寺院における平日法要は、輪番又は住職が時刻を定め、これを修するものとする。

3 内仏における平日法要は、所属別院の輪番又は所属寺院の住職の指導のもと、門徒がこれを修するものとする。

(命日法要)

第8条 真宗本廟における命日法要は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 宗祖親鸞聖人 | 28日 |
| (2) 蓮如上人 | 25日 |
| (3) 先門首 | 正当日 |
| (4) 先門首夫人 | 正当日 |
| (5) 聖徳太子 | 22日 |
| (6) 龍樹菩薩 | 18日 |
| (7) 天親菩薩 | 3日 |
| (8) 曇鸞大師 | 7日 |
| (9) 道綽禪師 | 27日 |
| (10) 善導大師 | 27日 |
| (11) 源信僧都 | 10日 |
| (12) 源空上人 | 25日 |

2 別院及び寺院における命日法要は、前項に準ずるほか、開基及び歴代の住職並びに坊守等の法要を修するものとする。

3 内仏における命日法要は、門徒と所属別院の輪番又は所属寺院の住職との相談のうえ、これを修するものとする。

(命日法要の形式)

第9条 命日法要は、逮夜、晨朝及び日中の三座（一昼夜）にて修するものとする。ただし、必要により、晨朝において日中を兼ねて修する形式（兼日中）、又は正当日の晨朝その他適宜の時刻において一座法要として修する形式とすることができる。

(定会法要)

第10条 真宗本廟における定会法要は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 蓮如上人御祥月命日 | 3月25日 |
| (2) 先門首御祥月命日 | 正当日 |
| (3) 先門首夫人御祥月命日 | 正当日 |
| (4) 歴代門首御祥月命日 | 正当日 |
| (5) 聖徳太子御祥月命日 | 2月22日 |
| (6) 源空上人御祥月命日 | 1月25日 |
| (7) 修正会 | 1月1日から7日まで |

- (8) 彼岸会 春秋彼岸の中日を挟んだ前後一週間
 (9) 立教開宗記念法要 4月15日
 (10) 盂蘭盆会 7月15日
 (11) 歳末昏時勤行 12月31日

2 別院及び寺院における定会法要は、輪番又は住職が期日を定めるものとし、前条に準ずるほか、開基及び歴代の住職並びに坊守等の祥月法要を修するものとする。

3 内仏における定会法要は、門徒と所属別院の輪番又は所属寺院の住職との相談のうえ、これを修するものとする。

第2節 別修法要

(別修法要)

第11条 真宗本廟における別修法要は、宗務総長が、期日又は期間を定めるものとする。

2 別院及び寺院における別修法要は、輪番又は住職が、期日又は期間を定め、これを修するものとする。

3 内仏における別修法要は、門徒と所属別院の輪番又は所属寺院の住職との相談のうえ、期日を定めてこれを修するものとする。ただし、内仏において修することができない時は、所属別院又は所属寺院の本堂その他の場所において修することができる。

4 別修法要のうち、年忌法要は、百ヶ日、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十五回忌、三十三回忌、五十回忌及びこれ以降行う場合は50年ごとにこれを修するものとする。ただし、五十回忌以前は別の年回に修することを妨げない。

(春の法要)

第12条 真宗本廟において、毎年4月の連続した期間に、次の各号に掲げる別修法要の期日を定めてこれを修するものとし、当該期間を「春の法要」と総称する。

- (1) 師徳奉讃法要
- (2) 親鸞聖人御誕生会
- (3) 全戦没者追弔法会
- (4) 相続講員物故者追弔会
- (5) 帰敬式受式物故者追弔会
- (6) 先門首の年忌法要
- (7) 歴代門首の50年ごとの年忌法要
- (8) 聖徳太子、源空上人及び覚信尼公の50年ごとの年忌法要

2 前項第6号から第8号までに定める法要は、当該年のみ修するものとする。

3 第1項各号の法要は、特別の事情がある場合、春の法要とは別の日程に修することができる

る。

(永代経総経)

第13条 真宗本廟において、毎年春季及び秋季彼岸会の期間中に期日を定め、別修法要として、永代経総経を修するものとする。

第3章 儀式式

(儀式式)

第14条 条例に定める儀式式のほか、本派における儀式式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 奉安式 所奉仏祖を奉安するに際して行う
- (2) 落慶式 本堂等の竣工に際して行う
- (3) 慶事式 慶事に際して行う

2 条例及びこの達令に定めるほか、特に必要な場合は、その他の儀式式を行うことができる。

第4章 儀式依用の聖教

(儀式依用の聖教)

第15条 本派の儀式に依用する聖教並びに偈文及び拝読文等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 仏説無量寿経、仏説観無量寿経、仏説阿彌陀経
- (2) 仏説無量寿経(抄)、仏説観無量寿経(抄)
- (3) 無量寿経優婆提舎願生偈
- (4) 嘆仏偈、三誓偈(重誓偈)、東方偈、勸衆偈、往生礼讃
- (5) 正信念仏偈(正信偈)、念仏正信偈(文類偈)
- (6) 三帖和讃
- (7) 伽陀
- (8) 回向
- (9) 報恩講式、嘆徳文
- (10) 御伝鈔
- (11) 五帖御文、御俗姓御文、夏の御文
- (12) 和訳正信偈(真宗教団連合制定)

2 音楽法要及び同朋奉讃式第1で依用する聖教については、別に定める。

第5章 講習会

(中央声明講習会)

第16条 修業及び准堂衆の育成を図り、もって本派の声明作法の伝統を保持するため、真宗本廟において、中央声明講習会を行う。

2 中央声明講習会は、毎年1回、期間並びに科目及び科目ごとの履修時間数を定めて開催する。ただし、宗務総長が特に必要と認めた場合は、別に開催することができる。

3 中央声明講習会の履修年限は、本科3年、別科2年とし、本科においては成年以上の本派僧侶を対象とし、別科においては本科修了のうち成績優秀な教師を対象とする。ただし、特に本廟部長の許可を得た者は、講習を聴講するこ

とができる。

- 4 中央声明講習会の受講を希望する者は、受講願に別に定める冥加金を添えて申請するものとし、受講を許可された者（以下「受講者」という。）には受講許可証を交付する。
- 5 受講者は、中央声明講習会の趣旨に則り、講師の指導のもとに研鑽を深めるとともに、定められた規律を保持しなければならない。著しく規律を乱す者があるときは、宗務総長はその者の受講許可を取り消すことができる。
- 6 試験を受けない者、試験の結果60点未満の科目がある者及び総受講時間中3分の1以上欠席のあった者は、進級することができない。
- 7 講習会を修了した者には、修了証を交付する。ただし、聴講者は除く。
- 8 講習会の講師は、本廟部長の上申により、宗務総長がこれを委嘱し又は命ずる。

（修業及び修業補）

第17条 修業補の研鑽をつみ、別に定める一定の要件を満たした者は、申請により、儀式指導研究所の議を経て、修業と称することができる。

- 2 中央声明講習会の本科を修了した者は、申請により、宗務総長の許可を得て、修業補と称することができる。
- 3 修業及び修業補は、教区及び組における声明講習会の講師並びに教師修練における声明作法の指導の任にあたることができる。

（准堂衆及び准堂衆補）

第18条 真宗本廟崇敬条例第13条に定める准堂衆は、准堂衆補の研鑽をつみ、別に定める一定の要件を満たした者の中から、本人の申請により、儀式指導研究所の議を経て、宗務総長がこれを任命する。

- 2 准堂衆補は、中央声明講習会の別科を修了した者の中から、本人の申請により、宗務総長がこれを任命する。

（登高座及び御伝鈔作法講習会）

第19条 登高座の所作及び御伝鈔拝読の所作を伝持するため、毎年、真宗本廟において、登高座作法講習会及び御伝鈔作法講習会をそれぞれ行う。ただし、教区又は別院からの願い出により、別に登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会を行うことができる。

- 2 登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会における教授の任に当たるため、それぞれの講習会の都度、教授師を置き、宗務総長がこれを任命する。
- 3 登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会にお

ける考査の任に当たるため、それぞれの講習会の都度、伝授師を置き、宗務総長がこれを任命する。

- 4 登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会を修了した者には、申請により、当該作法の伝授証書を交付することができる。ただし、中央声明講習会の本科を修了した者は、御伝鈔作法講習会を修了したものとみなし、伝授証書の交付を申請することができる。
- 5 伝授証書を交付された者は、所属寺院以外の寺院の法要において、当該作法を行うことができる。

（達令の準用）

第20条 大谷祖廟及びこの達令に定めのない施設又は会場等における儀式は、この達令の定め準じて執行するものとする。

附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に修業、修業補、准堂衆及び准堂衆補である者は、この達令による修業、修業補、准堂衆及び准堂衆補とそれぞれみなし、中央声明講習会の修了証、登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会の伝授証書の交付を受けている者は、この達令による中央声明講習会の修了証、登高座作法講習会又は御伝鈔作法講習会の伝授証書の交付を受けたものとそれぞれみなす。

帰敬式に関する条例

（1995年6月22日条例公示第3号）

改正 ①1997年6月13日条例公示9

②2017年6月28日条例公示11

（趣旨）

第1条 この条例は、真宗大谷派宗憲第82条第2項の規定の実を挙げるため、同第12条第4項ただし書に基づき、普通寺院の住職（以下「住職」という。）、教会主管者又はその代務者が帰敬式を行うために必要な事項を定める。

（受式者）

第2条 すべて門徒は、この条例の定めるところにより、自己の所属する寺院、教会を経て、当該住職、教会主管者又はその代務者による帰敬式を願い出ることができる。

（執行者）

第3条 この条例による帰敬式の執行は、受式者が所属する寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者に限る。ただし、数箇の寺院又は教会の所属門徒が共に受式することを願い出た場合であって、当該受式者及び受式者が所属する寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者の同意を得た場合は、あらかじめ宗務総長の承認を得て、これを他の住職、教会主管者又はその代務者に委任することができる。

2 前項ただし書に定める執行の委任については、別に定める。

3 第1項の帰敬式の執行について、適正を期するため、別に定める講習を行う。

（執行者のつとめ）

第4条 この条例による帰敬式を執行しようとする住職、教会主管者又はその代務者は、それぞれ帰敬式の本旨に則り、教法聞思と宗門帰依の実を挙げるようつとめなければならない。

（申請）

第5条 第2条による願い出を受けた住職、教会主管者又はその代務者は、その帰敬式の執行に先立ち、その都度別に定めるところにより申請し、あらかじめ宗務総長の承認を受けなければならない。

（法名）

第6条 この条例による帰敬式の法名の授与は、すべて本山が交付する法名紙により行う。

2 法名紙の交付は、別に定めるところにより、当該寺院、教会の住職、教会主管者又はその代務者が受式者に伝達する。

（受式者のつとめ）

第7条 この条例による帰敬式を受式した者は、常に真宗本廟崇敬の念に基づき、本廟に奉仕して聞法研修しなければならない。

（開教区の帰敬式）

第8条 開教区の別院、普通寺院又は教会において行う帰敬式については、その都度宗務総長が定める。

（達令への委任）

第9条 この条例の施行に必要な手続等に関する事項は、達令で定める。

附 則

この条例の施行期日は、宗務総長が達令で定める。

附 則（1997年6月13日条例公示第9号）抄

この条例は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2017年6月28日条例公示第11号）

この条例は、公示の日から施行する。

帰敬式に関する条例施行条規

〈1996年1月10日達令公示第2号〉

- 改正 ①1996年11月21日達令公示13
②1997年 6月13日達令公示5
③2004年 6月28日達令公示16
④2006年 1月27日達令公示2
⑤2007年 6月28日達令公示6
⑥2012年 2月28日達令公示5
⑦2016年12月27日達令公示12
⑧2017年 6月28日達令公示8
⑨2021年 6月30日達令公示7
⑩2021年 6月30日達令公示16

(趣旨)

第1条 この達令は、帰敬式に関する条例(1995年条例公示第3号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(条例の施行)

第2条 条例は、1996年4月1日から施行する。ただし、帰敬式執行に必要な講習等に関する事項は、条例施行期日前に行うことができる。

(定義)

第3条 この達令において「寺院」とは、「普通寺院」及び「教会」をいい、「住職」というときは「教会主管者」、「住職代務者」及び「教会主管者代務者」を含むものとする。

(申請)

第4条 条例第2条による帰敬式を執行しようとする住職は、あらかじめ帰敬式執行申請書を教務所長に提出しなければならない。

(執行の承認)

第5条 条例第3条第1項ただし書及び第5条による宗務総長の承認に必要な審査及び決定は、宗務所事務取扱規程(1991年達令公示第10号)第3条第5項により、教務所長にこれを委任する。

(法名紙の様式等)

第6条 条例第6条に規定する法名紙は、別記様式第1号のとおりとする。

2 住職は、法名を選定し、前項の法名紙にこれを筆耕するものとする。ただし、住職が適当と認めるときは、あらかじめ宗務所において法名を選定し調製した法名紙を依用することができる。

(法名紙等の仮渡しと管理責任)

第7条 教務所長は、承認書を交付した住職に、法名紙及び記念品等を仮渡しする。

2 法名紙の管理責任は、宗務所においては研修

部長が、教務所においては教務所長が、仮渡しを受けた後は住職が、それぞれ負うものとする。

(法名選定の適正)

第8条 住職は、法名を選定するにあたって、その適正に努めなければならない。

(執行)

第9条 帰敬式は、受式しようとする門徒が所属する寺院の本堂において、当該寺院の住職がこれを執行する。

2 住職は、帰敬式の執行にあたり、あらかじめ帰敬式受式の意義を門徒に教導し、真宗門徒の自覚と実践がはかられる機縁となるよう努めなければならない。

3 帰敬式の荘厳及び次第は、別に定める。

(帰敬式実践運動推進計画の実施による特例)

第9条の2 帰敬式実践運動推進に関する規程(2006年達令公示第3号)第3条による教区又は組帰敬式実践運動推進計画に基づき実施される住職による帰敬式において、数箇の寺院の所属門徒が共に受式することを願い出た場合であって、当該帰敬式の執行場所についてあらかじめ教務所長が認めたときは、前条第1項の規定に関わらず、受式しようとする門徒が所属するいずれかの寺院の本堂を当該執行場所とすることができる。

2 前項による帰敬式を実施する場合、条例第3条第1項ただし書に定める執行の委任をすることができる。この場合、執行の委任は、当該帰敬式を受式しようとする門徒が所属するいずれかの寺院の住職に限るものとし、あらかじめ教務所長の承認を得なければならない。

(帰敬式受式者届)

第10条 住職は、帰敬式執行後、帰敬式受式者届を作成し、これに礼金を添えて、遅滞なく教務所長を経て宗務総長に提出しなければならない。

(法名紙等の返戻)

第11条 住職は、受式届の提出にあたり、残余の法名紙及び書損の法名紙並びに残余の記念品等を教務所長に返戻しなければならない。

(門徒名簿への登載)

第12条 住職は、帰敬式執行後、当該寺院備付の門徒名簿に、受式者の法名及び受式年月日を登載するものとする。

2 住職は、門徒名簿の適正な管理に努めなければならない。

(帰敬式受式者の記録)

第13条 第10条の帰敬式受式者届が提出されたときは、帰敬式を受式した者の情報を、電子計算機による情報等の管理運用及び保護に關す

る規程（2006年達令公示第7号）第4条第1項に規定する帰敬式受式者管理システムに記録するものとする。

（講習）

第14条 条例第3条第3項に規定する講習は、住職修習及び育成員研修並びに教区における住職等を対象とした研修において、その実が挙げられるよう企画実施されなければならない。

（帰敬式執行の特例）

第15条 帰敬式を願い出た門徒に特別の事情があると認めるときは、その事由並びにこれに応じた執行場所、荘厳、次第、執行者及びその他必要な事項について出願し、あらかじめ教務所長の許可を得なければならない。

（真宗本廟等における帰敬式）

第16条 真宗本廟及び別院等における帰敬式については、別に定める。

（委任規定）

第17条 この達令を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この達令は、1996年4月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

附 則（1996年11月21日達令公示第13号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（1997年6月13日達令公示第5号）抄

この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2004年6月28日達令公示第16号）

この達令は、2004年7月1日から施行する。

附 則（2006年1月27日達令公示第2号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2007年6月28日達令公示第6号）

この達令は、2007年7月1日から施行する。

附 則（2012年2月28日達令公示第5号）

この達令は、2012年7月1日から施行する。

附 則（2016年12月27日達令公示第12号）

- 1 この達令は、2017年1月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書は、この達令により提出されたものとみなす。
- 3 この達令施行の際、従前の規定により備え付けられている帰敬式受式者名簿の情報は、第13条に定める帰敬式を受式した者の情報とみなし、この達令によって帰敬式受式者管理システムに記録するものとする。

附 則（2017年6月28日達令公示第8号）

この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2021年6月30日達令公示第7号）抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日達令公示第16号）抄

この達令は、2021年7月1日から施行する。

様式第1号（法名紙）

（門 首 法 名）	法 名 釋 （ 尼 ）	○ ○
門大真 首谷宗		

事務上、法名を記入していない法名紙を住職選定法名紙とし、宗務所において法名を選定し調製した法名紙を本山選定法名紙とする。

（第十一編）帰敬式に関する条例施行条規

（第十一編）帰敬式に関する条例施行条規

儀式指導研究所条例

（1996年6月20日条例公示第2号）

改正 ①2004年6月28日条例公示11

②2014年6月27日条例公示6

③2023年6月30日条例公示7

（趣旨）

第1条 この条例は、儀式条例（2023年条例公示第7号）第16条に規定する儀式指導研究所（以下「研究所」という。）に関する必要な事項について定める。

（目的）

第2条 研究所は、本派固有に伝統された儀式の保持と指導に任ずるとともに、時代に相応しい儀式に必要な事項の調査及び研究並びにその普及にあたり、もって本派の儀式の確立と統一を図って、僧侶及び門徒の宗教的実践に寄与することを目的とする。

（業務）

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）中央声明講習会、教師修練及びその他の研修における儀式に関する科目の編成並びに講師及び指導者の養成に関する事項
- （2）式務員の養成並びに儀式の習熟及び研鑽に関する事項
- （3）式務員の任用に係る適格審査に関する事項
- （4）仏教音楽の研究及び普及に関する事項
- （5）時代に相応しい儀式に必要な事項の調査及び研究並びにその普及に関する事項
- （6）儀式に関する条例、諸法規及び例規の整備に関する事項
- （7）僧侶及び教師の儀式に関する資格の審査に関する事項
- （8）儀式に関する書籍の編纂及び監修に関する事項
- （9）前各号のほか必要な事項
（宗務総長の統理・本廟部との連携）

第4条 研究所は、宗務総長が統理する。

2 研究所は、業務の遂行にあたり、本廟部と不即不離の関係を保持し、その機能を発揮するよう運営されなければならない。

（所長）

第5条 研究所に所長を置き、教師の中から宗務総長がこれを任命する。

2 所長は、研究所を代表し、研究所の業務を総理する。

（研究員）

第6条 研究所の業務を行うため、研究所に研究員若干人を置く。

2 研究員は、宗務役員及び学識者の中から、本廟部長の上申により、宗務総長がこれを命じ又は委嘱する。

3 研究員は、所長の指揮を受けて、研究所の業務を分担し、その成果を所長に報告する。

4 研究員は、常勤又は非常勤とする。

5 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（嘱託研究員）

第7条 研究所の特定の業務を嘱託するため、嘱託研究員若干人を置くことができる。

2 嘱託研究員は、宗務役員及び学識者の中から、本廟部長の上申により、宗務総長がこれを命じ又は委嘱する。

3 嘱託研究員は、所長の指揮及び研究員の指導を受けて、指定された研究所の業務に従事する。

4 嘱託研究員は、すべて非常勤とする。

5 嘱託研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（儀式指導研究会議）

第8条 研究所の業務を推進するとともに、研究課題について協議するため、研究所に儀式指導研究会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、所長の同意を得て、本廟部長が招集する。

（事務）

第9条 研究所に関するすべての事務は、本廟部長が掌理する。

（職員）

第10条 研究所に次に掲げる職員を置き、本廟部の宗務役員の中から、宗務総長が命ずる。

（1）主任 1人

（2）掛 若干人

2 主任は、本廟部長の命を受けて、研究所の事務を整理する。

3 掛は、研究所の事務を処理し、又は事務に従事する。

（達令への委任）

第11条 この条例を施行するために必要な事項は、達令で定める。

附 則

1 この条例は、1996年7月1日から施行する。

2 真宗本廟崇敬条例第18条の見出しを「儀式指導研究所」に改め、同条中「法式指導研究所」を「儀式指導研究所」に改める。

附 則（2004年6月28日条例公示第11号）

この条例は、2004年7月1日から施行する。

附 則（2014年6月27日条例公示第6号）
この条例は、2014年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第7号）抄
この条例は、公示の日から施行する。